

踏切内で停止していた普通貨物自動車に、列車が衝突

概要：6両編成の下り普通電車は、A駅を定刻に出発した。列車の運転士は、速度約95km/hで惰行運転中、A踏切の特殊信号発光機が停止信号を現示しているのを認めると同時に同踏切内に停止している普通貨物自動車（トラック）を認めたため、直ちに非常ブレーキを使用するとともに気笛を吹鳴したが間に合わず、列車は同トラックに衝突し、同踏切から約210m行き過ぎて停止した。

列車には、乗客約300名、運転士1名及び車掌1名が乗車していたが、このうち乗客44名（うち、重傷者1名）及び運転士が負傷した。同トラックの運転者は、衝突時に踏切外に退避しており、負傷しなかった。

なお、列車は、1両目の車両前部及び1両目から2両目の車両右側の側面等が損傷したが脱線はしなかった。また、同トラックは大破したが、火災の発生はなかった。

事故現場の状況



本件踏切内で本件トラックが停止後にトラック運転者がとった措置

踏切支障報知装置の押しボタンが扱われた記録があること及びトラック運転者は押しボタンを扱ったと口述していることから、トラック運転者が踏切支障報知装置の押しボタンを扱ったものと推定される。また、本件運転士及びトラック運転者の口述並びに車両の客観データの記録から、トラック運転者は、発炎筒を使用していないものの、手を振って本件踏切内に本件トラックが停止していることを知らせる措置をとっていたものと推定される

本件トラックが本件踏切内で停止したこと

・本件トラックは、本事故発生直前にトランスミッションで変速のための切替え時に異常が発生したことにより、エンジンの動力が伝わらなくなり、本件踏切内で停止した可能性があると考えられるが、本件トラックのコントロールユニットの記録に時刻の記録がないこと及び本事故発生直前のトランスミッションの状態が不明であることから、このような事態が発生したと特定することはできなかった。

原因（抄）：本事故は、本件トラックがA踏切内に停止していたため、進行してきた列車が同自動車と衝突したことにより発生したものと認められる。

同自動車が同踏切道内に停止していたことについては、搭載されているトランスミッションで変速のための切替え時に異常が発生し、エンジンの動力が伝わらなくなったことによる可能性があると考えられるが、本件トラックのコントロールユニットの記録に時刻の記録がないこと及び本事故発生直前のトランスミッションの状態が不明であることから、このような事態が発生したと特定することはできなかった。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成28(2016)年3月31日公表）
<http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2016-3-1.pdf>